

「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針案」に対する意見募集の結果について

令和7年11月13日  
経済産業省  
中小企業庁  
小規模企業振興課

「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針案」に関して、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。御協力いただきありがとうございました。

## 1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和7年10月8日（水）～令和7年11月6日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

## 2. 御意見総数

10件

※ なお、「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針案」に関連する内容に言及のない御意見（2件）については、当省の考え方は示しませんが、承っております。また、御意見を踏まえた案の修正のほか、一部技術的な修正を行った上で本告示を制定する予定です。

## 3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針案」に対する意見募集結果の概要

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したのですが、誤字等は修正しております。

No.	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>広域経営指導員の制度設計に関するご質問・意見を申し上げます。</p> <p>商工会と商工会議所は、それぞれ異なる根拠法に基づいて設立されており、上部団体についても、商工会は全国商工会連合会、商工会議所は日本商工会議所と、異なる体系に属する別組織であると認識しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、今回の「広域経営指導員」は、商工会および商工会議所の双方を合同で支援・指導する仕組みとして想定されているのか、あるいはそれぞれの団体ごとに独自に設置する仕組みとされているのかをお伺いします。</p> <p>仮に、広域経営指導員(商工会または商工会議所の職員を想定)が、両団体に対して共通に支援・指導を行う場合、組織間の目的や方針の違いから、運営上のコンフリクト(摩擦や混乱)が生じるおそれがあると考えます。</p> <p>商工会と商工会議所では、根拠法や上部団体(都道府県連合会を含む)も異なることから、広域経営指導員についても、それぞれの体系に応じて別々に設置・運用の方が適当ではないかと考えます。本制度設計における具体的な想定や、両団体間での役割分担の考え方についてご説明いただけますと幸いです。</p>	<p>今回創設する広域経営指導員は、従来から規定されている経営指導員と同様に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則上、商工会及び商工会議所の双方を合同で支援・指導することは妨げられておりません。</p> <p>御指摘のように、商工会と商工会議所は根拠法や上部団体が異なることから、一の広域経営指導員が双方に対して共通に支援・指導が行われるケースは少数であると想定されるものの、商工会と商工会議所の管轄するエリアが同一行政区域である場合など、その双方を広域経営指導員が広域的に支援することが地域の実情を踏まえて効率的かつ適切な支援となるときには、設置することが望ましいものと考えております。</p>
2	<p>本指針案の「デジタル化推進」「事業継続力強化」「ライフサイクル支援」という方向性には賛同しますが、現状として広域連携の運用に改善が必要と考えます。現場では小規模単会に過重な負担が生じる一方で、大規模単会には広域化の必然性が乏しいにもかかわらず形式的な広域連携を求められる事例が見られます。つきましては、広域連携は地域の実情、単会の規模・業務量・人的体制を踏まえ必要性が実証される場合に限り任意に選択・設計できることを明記するとともに、事務局長等の配置基準は数値的必置ではなく業務遂行上必要な機能を満たす柔軟な運用を認める旨を指針に反映することを要望します。併せて、地域手当など県の処遇基準との整合性にも配慮する観点を明記し、地域ごとの採用・定着に影響する待遇面の検討を促すことを要望します。</p>	<p>本基本指針案第一2.(2)において「地域の特性や産業ビジョン等に応じて、広域的な支援を行うことが効果的である場合には、複数の商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会、関係する複数の地方公共団体や支援機関と連携し、当該事業を実施できる広域的な支援体制を構築すること。」と規定しており、実際に広域的な支援を行うかどうかについては、各地域の実情に応じて必要な場合に各商工会又は商工会議所の判断で行うことができることとしております。</p> <p>また、小規模振興基本計画(第三期)を踏まえ、各都道府県において商工会又は商工会議所の経営指導員や事務局長等の設置基準の見直しを積極的に進めることとしているため、その方針に基づき、各地域の状況に応じて適時見直しができるものと認識しております。</p> <p>なお、地域手当など県の処遇基準との整合性への配慮の点に係る御指摘の点については、御意見として商工会又は商工会議所に係る関係団体に共有させていただきます。</p>

	<p>【御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)</li> <li>○4ページ 7列目 (2)地域の特性や～広域的な支援体制を構築すること。</li> <li>○10ページ 5列目 イ. 事業継続力強化は～定期的に必要な見直しを行うこと。</li> <li>○16ページ 13行目 イ. 関係市町村の～定期的に必要な見直しを行うこと。</li> <li>○25ページ 6列目 (2)経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等の人件費～協力を求めること。</li> </ul> <p>・意見内容</p> <p>小規模企業振興基本計画(第三期)を踏まえ、商工会議所がかねてより要望してきた、地域の实情に即した広域的な支援体制の構築、事務負担の軽減について、改正が行われることに感謝申し上げます。以下につきまして意見申し上げます。</p> <p>(広域的な支援体制の構築)</p> <p>4ページ 7列目 (2)地域の特性や～広域的な支援体制を構築すること。</p> <p>商工会議所連合会の文言を記載いただきたい。商工会議所連合会の記載がない理由が、商工会議所法に連合会組織が位置づけられていないことであれば、商工会議所の連合会組織が読み取れる文言を記載いただきたい。</p> <p>(事業継続力強化支援計画、経営発達支援計画)</p> <p>10ページ 3列目 ア. 自ら設定した～を定めること。</p> <p>16ページ 11列目 ア. 自ら設定した～を定めること。</p> <p>既に広域的な支援体制が記載された計画の認定を受けており、計画期間の終了が今年度末でない場合には、省令改正案において、経過措置として令和11年3月31日までの間は、従来の法定経営指導員が計画に携わることができる旨の記載がある。しかし、広域的な支援体制が記載された計画の認定を受けているが、計画期間の終了が今年度末の場合(今年度新たに計画認定を受けなければならない場合)の経過措置の記載がなく、広域経営指導員が設置できないがために、広域支援計画を実行できなくなる可能性がある。</p> <p>本年度、広域支援計画が終了する商工会議所等への経過措置を図らねばならない。</p> <p>10ページ 5列目 イ. 事業継続力強化は～定期的に必要な見直しを行うこと。</p> <p>16ページ 13行目 イ. 関係市町村の～定期的に必要な見直しを行うこと。</p> <p>定期的な見直しによる計画変更については、変更手続の承認を迅速に行っていただきたい。特に、計画に基づく各種補助事業の申請に間に合うタイミングとしていただきたい。</p> <p>(経営改善普及事業等の実施にあたっての経営指導員の必要人員の確保)</p> <p>25ページ 6列目 (2)経営改善普及事業の実施に必要な経営指導員等の人件費～協力を求めること。</p> <p>3 経営指導員の人員、人件費、事業費の確保にあたっては、絶対額が不足している状況にあることから、政府におかれては、地方行政が経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費を措置するための地方交付税の拡充を図らねばならない。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)</p> <p>【小規模企業振興基本計画(第三期)】</p> <p>(4ページ)</p> <p>1. 現状認識</p> <p>しかしながら、小規模事業者を取り巻く環境や抱える課題が多様化・複雑化することにより、経営指導員等の業務が質・量ともに急増し、結果として人件費等の絶対額が不足している状況にある</p> <p>(12ページ)</p> <p>(4)支援体制の整備その他必要な措置</p> <p>一支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化</p> <p>商工会・商工会議所における支援体制を強化するため、①経営指導員等の人件費、商工会館の施設整備費等の事業費の確保、②デジタルツールの活用、ナレッジ・ノウハウの共有等による支援の質の向上や業務効率化、③広域的な支援体制の構築、④多様な支援機関(中小企業基盤整備機構、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、都道府県等中小企業支援センター、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、金融機関等)同士の連携、⑤「早期相談・早期支援」体制の構築を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。</p> <p>(23～24ページ)</p> <p>(重点施策13)支援機関の体制・連携強化</p> <p>・経営指導員等の人件費や事業費の確保に必要な地方交付税措置を講じる。</p> <p>・複数の商工会・商工会議所と関係市町村とが連携した認定経営発達支援計画及び認定事業継続力強化支援計画に基づいて実施する、広域的な小規模事業者支援体制の構築を促進するための取組への支援を講じる。</p> <p>(27～28ページ)</p> <p>1. 地方公共団体の責務</p> <p>その上で、商工会・商工会議所の支援体制を強化する観点から、経営改善普及事業への支援に当たり、関係市町村とも連携しつつ、商工会・商工会議所の経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に進めるとともに、その人件費や、商工会館の施設整備費等の事業費への支援を講じることが求められる。</p>	<p>(広域的な支援体制の構築)の御意見について、御指摘を踏まえて、本箇所に「商工会議所を構成員とする団体」との文言を追加させていただきます。</p> <p>(事業継続力強化支援計画、経営発達支援計画)の御意見について、経過措置の点につきましては、御指摘の点において経過措置を適用できるよう本基本指針の附則で経過措置の規定を追加させていただきます。</p> <p>また、変更手続きの点につきましては、御指摘の点も踏まえ、各認定主体において、適切な審査・認定を行うことができるよう、中小企業庁としても必要なサポートを行うことができるよう努めてまいります。</p> <p>(経営改善普及事業等の実施にあたっての経営指導員の必要人員の確保)の御意見について、小規模企業振興基本計画(第三期)において、支援機関である商工会及び商工会議所の体制強化として、国においては必要な地方交付税措置を講じること、都道府県においては経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に進め、人件費や商工会館の施設整備費等の事業費の支援を講じることが求められているところです。この方針に基づき、御指摘の点を含めた措置を講じることができるよう努めてまいります。</p>
4	<p>商工会は相談内容が多岐にわたっており、現在マンパワーが不足していますので人員の増員をお願いします。</p>	<p>小規模企業振興基本計画(第三期)において、支援機関である商工会及び商工会議所の体制強化として、国においては必要な地方交付税措置を講じること、都道府県においては経営指導員等の設置基準の見直しを積極的に進め、人件費の支援を講じることが求められているところです。この方針に基づき、御指摘の点の解消につながる措置を講じることができるよう努めてまいります。</p>
5	<p>広域経営指導員の身分や給与はどうなるのか。通常の経営指導員より高度な指導を行うのであれば、各商工団体に身分を任せずに、例えば職員の場合は職位・職階・職級について例示してほしい。</p> <p>特に商工会議所・商工会をまたぐ広域経営指導員が配置される場合に、元の職場の給与と表などが適用されると同一労働同一賃金とはならないと史料する。</p>	<p>今回、広域経営指導員は必要の高い能力及び経験を有する経営指導員の上位の職位となるものを想定して創設するものとなります。</p> <p>経営指導員の評価、育成(OJT)等の役割を担うことから、これに見合う給与や手当の支給に係る経費について、普通交付税措置が講じられております。</p>

<p>第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項  2 事業継続力強化支援計画の内容  (1) 目標の設定 ア  における、「地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。」について、特定のエリアや業種を重点支援する旨の記載を必須としないようにすべき。  【理由】  基礎自治体や商工会・商工会議所としては域内事業者の支援を(少なくとも建前上は)平等に行う必要がある。エリアに関しては「ハザードマップ上、リスクが高い箇所について特にBCP等策定の支援をプッシュする」等の記載はできるかもしれないが、とりわけ業種に関しては、記載されていない業種の事業者からすれば「自分たちは支援の対象外か」という印象を与えることになりかねない。このことは、計画策定にあたり基礎自治体内部での検討や、商工会・商工会議所における役員会等で紛糾しかねない内容と考える。  支援をする上での考え方としては理解するが、それを文章として計画に落とし込むことは上記のような懸念が大きい。「地域防災計画を踏まえ」とあるが、都道府県・市町村の地域防災計画には、特定のエリア・業種に絞った支援内容は記載されていないのではないかと。</p> <p>第四 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項  (2) における、「経営発達支援計画の作成に当たっては(中略)事前に都道府県や地方経済産業局と相談した上で」について、事前相談の記載を削除すべき。  【理由】  そもそも、告示において、事務的な運用である事前相談について記載する必要があるのか。仮に記載するとしても、ガイドライン等で示す事項のように思える。この点については事業継続力強化支援計画の事項についても同様。</p> <p>6 国が認定する計画の事前相談を、なぜ都道府県で対応しなければいけないのか根拠が不明(根拠を作るために、あえて本告示に記載しているようにも思える)。都道府県や市町村では、事業継続力強化支援計画に限らず、あらゆる部局における許認可対応において、事前相談は行っている。経産局が事前相談を受けると癒着が疑われるとか、そういった類の計画ではないと思う。  都道府県を下請事業者のように扱い、経産局の手間を減らそうとされているのか。本事務で人手が増えるわけでもなく、業務量が増加することについてどのように考えられているのか。  広域支援等に係る地方財政措置についても充実を図ったとされているが、実際には人事院勧告におけるベースアップ分の増加さえ十分ではなく地方財政を圧迫しており、新設するとされた広域経営指導員についても、いつの間にか法定経営指導員の内数という説明に擦り替わっている。さらに、複数団体が共同で計画策定する場合の、広域経営指導員の設置は必須でないという説明が、政省令改正では必須とされており、従来の説明と異なる。</p>	<p>事業継続力強化支援計画に係るご意見について、「地域経済やサプライチェーンの機能維持を意識した目標を設定すること。」については、特定の地域や業種を特定し、重点支援することを認定するのではなく、当該支援計画策定地域において、地域全体としての事業継続力強化に係る機能維持を行うことを念頭においた目標設定に係る記載となります。  具体的には、一事業者が防災・減災に取り組み、発災後速やかに事業を再開したとしても、取引先などの事業を取り巻くサプライチェーンが毀損した場合、地域経済が機能を失い商圏が維持されなかった場合など、事業者の責によらない事由により事業継続が困難になるケースが想定されます。そのため、本計画では一事業者の支援に留まることなく、地域の産業構造や経済状況などを踏まえ、地域あるいは産業を面的に支援することで個者支援につなげていく目標設定が重要であると考えております。また、ご指摘のとおり、地域防災計画の中には必ずしもその点についての記載があるとは限らないため、本計画において位置づけた上で事業継続力強化支援を行う必要があると考えております。以上のことから、原案のままとさせていただきます。</p> <p>経営発達支援計画に係る御意見について、各都道府県で設定している産業ビジョン(産業計画や知事の所信表明等)や具体的な取組との整合性について、各都道府県側の視点で御確認の御協力をいただきたく本規定を追加したものといたします。経営発達支援計画においては、都道府県の産業ビジョンを具体化するため、商工会又は商工会議所が行う支援として実効性ある計画としたいと考えていることから、各都道府県の皆様にも御協力いただきたく、本規定は原案のままさせていただきます。  また、広域経営指導員が経営指導員の内数としているのは、あくまで商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)上、広域経営指導員は経営指導員の要件を満たすことを前提に追加の要件を満たす場合に認められるものであることによるものです。他方で、広域経営指導員の手当等については、経営指導員の評価、育成(OJT)等の役割を担うことから、これに見合う給与や手当の支給に係る経費について、普通交付税措置が講じられております。  加えて、広域的な支援事業を行うこと自体については地域の実情に応じてご判断いただくことが可能ですが、今回広域的な支援体制の構築の核となる者として広域経営指導員の設置を積極的に行っていただく観点から、広域的な支援事業を行う場合には設置を必須とさせていただいているものです。なお、広域経営指導員の確保に一定の期間が必要となる商工会又は商工会議所も想定されるため、施行規則等の経過措置において、既に広域的な事業に係る支援計画の認定を受けている場合であっても約3年間はこれまでの経営指導員による支援が可能となる規定を措置する予定としております。</p>
<p>7 基本方針5ページ(4)の地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体と調和した経営改善普及事業を実施すること。とあるが現場では町長、議長に対する来年度補助金の要望の前段で行われる担当課職員との打ち合わせの中で、「お祭りをしなければ運営費補助金を大幅に減額する」との意見が担当課長よりあった。地方公共団体からの予算措置の部分を「強い文言に変え」地方公共団体と調和した地域商工業者の持続的な発達支援を実施する必要がある。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の政策検討の参考とし、原案のままさせていただきます。</p>

<p>・該当箇所 ①リテラシー向上の支援について P2 第一 小規模事業者の経営発達の基本的な方向 …デジタル技術の活用を含む経営リテラシーの向上を図る P6 第二 近代的経営管理手法の導入等経営管理に関する指導に関する事項 …小規模事業者自身が経営に必要なリテラシーを高め、… P7 第二 近代的経営管理手法の導入等経営管理に関する指導に関する事項 3. 金融、会計、税務のほか、経営戦略、労務管理、知的資産、知的財産、デジタル等の経営管理に係る経営者のリテラシーの向上を支援すること</p> <p>②地域活性化の取り組みについて P20 第五 第一項 小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、地域経済の活性化に係る取り組みは新たな需要の喚起・獲得の機会ともなりえることから、小規模事業者の経営の改善発達はこのような取組と一体となってあるいは強調して図っていくこと。</p> <p>③広域的な支援体制構築について P11 第三 第二項(3)エ P18 第四 第二項(3)エ ただし、広域的な支援体制を構築し、広域的な支援を実施する場合においては、広域経営指導員を商工会、商工会議所又は都道府県連合会に設置すること。</p> <p>・意見内容 ①リテラシー向上の支援について これまでの「DXに向けた支援・取組」から、デジタル等の経営者のリテラシー向上による自走化への支援が明文化されているものと考え、短期間で結果が出せるものではなく、長期的に計画的な支援が必要であること、商工会の支援現場においては時間も手間も多にかかるとは、関係各位にご理解いただきたい。</p> <p>②地域活性化の取り組みについて 上記の基本指針を踏まえ、実際の施策である伴走型補助事業においても、地域の実情にあった 新たな需要の喚起・獲得に資する地域活性化の取り組み自体についても補助事業となるよう改善を図っていただきたい。</p> <p>③広域的な支援体制構築について 広域指導員の設置については、単年度予算であるスーパーバイザー事業ではなく既存の職員も対象とした、直接人件費補助あるいは、都道府県交付金の積み増し等により、継ぎ目のない安定、継続的な補助事業として実施いただきたい。</p> <p>・理由 ①リテラシー向上の支援について 対処療法からガイドラインにおいて示された伴走支援への更新は、関係者の理解を含め簡単にはいかない。基本指針の変更に伴い、広く理解いただけるよう周知いただけるとありがたい。</p> <p>②地域活性化の取り組みについて 現行、伴走型事業として商工会が実施する事業は、事業計画策定セミナー、展示会出展支援等、選択肢の狭い門切り型の事業となっており、商工会のスケールメリットを活かした面的支援とはいえず、地域の広域的な経済活性化に資するものとなっていないと思われる。 基本指針で上記のように定めるのであれば、施策である伴走型補助事業においても 地域の実情に見合った柔軟な事業の実施ができるよう改善いただきたい。</p> <p>③広域的な支援体制構築について 広域経営指導員の設置については、スーパーバイザー事業により予算処置がされているが、要件に合致した人材を中期的、継続的に確保するためには、年度途中で採択される単年度事業では難しく恒久的な財源で処置する必要がある。 また、経営発達支援計画の策定、管理・実行を円滑に行うのは、商工会の組織、事業運営、経営改善普及事業に携わり深い理解のある者が適任と考える。外部人材に限らず、経験、能力のある内部職員の人件費にも充当できるよう修正していただきたい。</p>	<p>①につきましては、御意見を踏まえ今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p> <p>②につきましては、御要望の点も踏まえつつ、そのさらなる改善につなげることができるよう努めてまいります。</p> <p>③につきましては、今回の改正で創設される広域経営指導員の手当等については、経営指導員の評価、育成(OJT)等の役割を担うことから、これに見合う給与や手当の支給に係る経費について、普通交付税措置が講じられております。この交付税措置は、例えば内部職員である法定経営指導員であった者が広域経営指導員となる場合でも、外部から新たに広域経営指導員として登用する場合でも、要件を満たすようであれば、広域経営指導員として交付税措置の対象となります。</p>
<p>1. 「小規模事業者(小企業)は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、きめ細やかな支援を行うよう、特に配慮するものとする」ことについて、改正案においては、この趣旨が経営改善普及事業の内容から削除され、事業継続力強化支援及び経営発達支援に限って言及されている。小規模事業者は金融・税務等の分野においても従前から変わらず環境変化に影響を受けやすい状況にあるため、小企業に特に配慮するという視点は、事業継続力強化や経営発達に限定されるのではなく、経営活動全般に通底する重要な論点である。したがって、経営改善普及事業においても、従来どおり当該配慮を明確に位置付けることが望ましいと考える。</p> <p>2. 経営発達支援計画の策定にあたっては、経営資源の活用や地域課題の解決を盛り込むため関係市町村における産業ビジョン等を踏まえた内容とするは重要だと考えるが、一方で、計画策定の段階において都道府県や地方経済産業局との事前相談を必須とすることは、手続負担を過度に増大させるおそれがある。したがって、当該相談については義務付けるのではなく、選択肢の一つとして位置付ける、または推奨事項とする、あるいは関連情報へのアクセスを促す程度に留めることが適当であると考える。</p> <p>3. サイバー攻撃等による被害の軽減や早期復旧に関する記載はあるものの、事業継続における情報セキュリティの重要性は一段と高まっている。このため、「事業継続力強化に寄与する情報提供」に関する事項においても、「情報セキュリティ認識の向上」について改めて明確に言及することが望ましいと考える。</p>	<p>1の御意見については、御指摘のとおり現行規程では経営改善普及事業の欄に記載してはいたのですが、その前文の導入部分での記載が適切であることから移管したものといたします。したがって、経営改善普及事業の実施にあたっては小企業者への配慮について留意が必要である点には変わりございませんので、原案のままさせていただきます。</p> <p>2の御意見については、各都道府県で設定している産業ビジョン(産業計画や知事の所信表明等)や具体的な取組との整合性について、各都道府県側の視点で御確認の御協力をいただくものとして本規定を追加したものといたします。経営発達支援計画においては、都道府県の産業ビジョンを具体化するため、商工会又は商工会議所が行う支援として実効性ある計画としたいと考えていることから、各都道府県、商工会又は商工会議所の皆様にも御協力いただきたく、本規定は原案のままさせていただきます。</p> <p>3の御意見については、御指摘の「サイバー攻撃等」の記載に「情報セキュリティ」の観点も含まれるものと考えております。また、御指摘の点については、別途都道府県の皆様にお示しする「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン(案)」の中でもお示しする予定としております。したがって、原案のままさせていただきます。</p>

<p>【改正の主な内容】 1から5までの改正内容についてはこの基本指針のとおりで良いと思います。ただ少し気になるところがありましたので、今一度検討いただければと思っております。</p> <p>検討事項1 第1から第5までの内容に見られる「経営資源・地域資源」の活用や「地域課題」の認識ですが、職員がどのように上記3点について認識する機会を得るかです。 現在の人事システムは採用から配置まで商工会連合会が行っていると思います。当然他の行政・民間会社同様、転勤制度が導入されています。いちばん大切な上記3点について、それを知る前に転勤する機会も多くなっています。コロナ禍以来地域や会員事業所に向向機会が減少し、その傾向はコロナ禍がほぼ解消された今でも続いています。ナレッジは出向がなくても積み上げ可能ですが、いちばん大切なノウハウが積み上がりません。したがって各職員にノウハウ不足の感があり、「経営資源・地域資源」や「地域課題」の情報共有には至っていないのが現状ではないでしょうか。私は「巡回」強化がそれを解決する一つの方法であると考えます。それが商工会の提供する情報や支援のミスマッチ防止に繋がり、目的の一つである業務効率化に繋がっていくと考えます。</p> <p>検討事項2 ナレッジ・ノウハウの職員間の共有をどう図るか 「ノウハウ」の共有は実体験に基づく具体的なやり方やコツを伝える役割を果たす職員がコロナ禍以降巡回不足になりコロナ禍後もその状況から抜け出せない状態となっています。現在では窓口に対応する特定の業種業界の情報に限られ、その裾野を広げることが難しくなっているのが現状ではないでしょうか。 特に「ノウハウ」を伝えることができる職員が少ないことは検討1で述べたとおりです。それを解消する方法の一つとして広域センター職員の中に各商工会地元生え抜きの先輩職員を広域商工会に配置することです。それにより広域商工会地域の「経営資源・地域資源」や「地域課題」のノウハウを共有し、幅広く地域の課題に対応できます。市町村の区域を越え一つの経済圏として捉え地域全体の経済圏の発展に繋げるということの目的の一つが達成できると考えます。</p> <p>検討事項3 広域経営指導員が中心的役割を達成するには、現在所属する商工会との兼務では時間がなく高度な業務に対応しきれないと考えます。「稼ぐ力」を高めるには集中して事に当たらなければ中途半端になり、かつ広域経営指導員、支援員に選ばれた職員が非常に多忙となり本来有する能力を発揮できずストレスが溜まる一方で、それが離職に繋がったりすれば広域商工会を設立した本来の目的が達成できません。 広域商工会への専属配置で商工会と兼務しない方向で考え、評価は経営センター職員ではなく該商工会連合会会長自らが行うことで、評価基準の「見える化及び公平性」を保ち職員の仕事に対するモチベーションが保て、広域商工会を設立した目的が達成できると考えます。</p> <p>最後に どの項目にも通底するのは地域資源・地域課題やその地域の課題を正しく認識するための「巡回強化」にあると考えます。計画を立案するのはAIでもできますが、それを実行するのは人間です。地域をもっと知る必要があります。今当地域では今まで地域の発展に尽力してくださった事業所が廃業のときを迎えつつあります。巡回の中で、地域経済が発展した背景、その時予測した現在、そして実際の現状をお話させていただきます。そしてその反省に基づき、今打てる対応策のお話をさせていただきます。私達はそのことを参考に、将来を考えるヒントを掴むことができます。よって第一小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向、1. 経営普及改善事業の内容の中に「巡回」の一文を入れることを希望します。 同時に広域商工会組織の運営が所属商工会との兼務でなく、広域商工会事業に邁進できる運営体制の構築を希望します。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の政策検討の参考とし、原案のままとさせていただきます。</p>
--	--